【賃貸住宅】緊急連絡先も法人化により誰でも住宅を借りられる時代！借主、貸主に両者にとってもメリット！

2020年5月18日（月）

報道関係各位

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う景気の急激な悪化により、多くの家庭が経済的な打撃を受けている状況の中、より安価な賃貸住宅への住み替えの支援など、住まいのサポートの重要性がますます高まっています。

一般社団法人フース（所在地：東京都千代田区、代表理事：藤田武士）は、『すべての方に住宅を』をコンセプトに、賃貸住宅ご入居の際、身寄りが居ない、誰にも居場所を知られたくない、ご家族と絶縁、疎遠などのご事情で、緊急連絡先が立てられない方のために、法人名義で緊急連絡先を引き受ける「緊急連絡先代行サービス」の提供を開始しました。

■緊急連絡先代行サービスとは
賃貸住宅ご入居の際に、当社を「緊急連絡先」としてご登録いただくためのサービスです。

賃貸住宅のお申込み時には、不動産会社、保証会社に緊急連絡先の登録が求められます。

したがって「緊急連絡先」が立てられないと賃貸住宅を借りることができません。
当社は様々なご事情で「緊急連絡先」が立てられない方に対して法人名義で緊急連絡先をお引受けします。

■本件に関するお問い合わせ先

商 号 ： 一般社団法人フース
所在地 ： 〒101-0041東京都千代田区神田須田町1-2-7 淡路町駅前ビル3F
電 話 ： 050-3701-3959
メール ： info@hus.or.jp
Ｈ Ｐ ： https://hus.or.jp

Generated by ぷれりりプレスリリース
https://www.prerele.com